

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 7 月 2 9 日

釧路地方裁判所帯広支部

裁判所書記官 豊 岡 孝 祐

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 8 月 1 3 日から 令和 8 年 8 月 2 0 日まで
開札期日	日 時 令和 8 年 8 月 2 6 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 釧路地方裁判所帯広支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 9 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分 場 所 釧路地方裁判所帯広支部
特別売却 実施期間	令和 8 年 8 月 2 7 日から 令和 8 年 8 月 3 1 日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 3 3 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 7 月 2 9 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 5 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 7 4 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 6 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 8 0 2 7 平方メートル |
| 9 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 8 4 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 5 6 0 3 平方メートル |
| 1 1 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 7 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 2 3 3 2 平方メートル |
| 1 2 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 8 番 1 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 9 8 1 0 平方メートル |



物 件 目 録

14	所 在	中川郡幕別町忠類東宝
	地 番	185番1
	地 目	山林
	地 積	16181平方メートル



物件明細書の記載について

当庁では、仮設物(仮設物置、仮設車庫等)について、物件明細書の物件目録に表示していません。

入札に当たって

入札時には、入札書ごとに、次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 (入札者が個人の場合)住民票
(入札者が法人・会社の場合)法人・会社の登記事項証明書
- 3 (入札者が宅地建物取引業者の場合)宅地建物取引業の免許証の写し

- ◆ 上記1及び2の各書面は、入札時に提出がないと、入札が無効になります。
また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
- ◆ 上記1の陳述書の「陳述」欄にある「☐自己の計算において・・・ありません。」は、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合などに、☐にチェックを入れるものです。
チェックを入れた場合は、陳述書の注意書9を参照の上、必ず、別紙も添付してください。

釧路地方裁判所帯広支部競売係

物 件 明 細 書

令和 8 年 7 月 6 日

釧路地方裁判所帯広支部

裁判所書記官 豊 岡 孝 祐

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2, 9, 11, 12, 14】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1, 2, 9, 11, 12, 14】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 5 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 7 4 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 6 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 8 0 2 7 平方メートル |
| 9 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 8 4 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 5 6 0 3 平方メートル |
| 1 1 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 7 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 2 3 3 2 平方メートル |
| 1 2 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 8 番 1 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 9 8 1 0 平方メートル |



物 件 目 録

1 4	所 在	中川郡幕別町忠類東宝
	地 番	1 8 5 番 1
	地 目	山林
	地 積	1 6 1 8 1 平方メートル



令和 8 年(ヌ)第 3 号
令和 8 年 3 月 5 日受理
令和 8 年 6 月 1 日提出



現況調査報告書

(物件 1、2、9、11、12、14)

釧路地方裁判所帯広支部

執行官 大 丘 学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|----------------|
| 1 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 5 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 7 4 6 4 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 6 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 8 0 2 7 平方メートル |
| 9 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 8 4 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 5 6 0 3 平方メートル |
| 1 1 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 7 番 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 2 3 3 2 平方メートル |
| 1 2 | 所 | 在 | 中川郡幕別町忠類東宝 |
| | 地 | 番 | 1 7 8 番 1 |
| | 地 | 目 | 山林 |
| | 地 | 積 | 9 8 1 0 平方メートル |

物 件 目 録

1 4 所 在 中川郡幕別町忠類東宝
地 番 1 8 5 番 1
地 目 山林
地 積 1 6 1 8 1 平方メートル

(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件１、２、９、１１、１２、１４
現況地目	☒ 山林（物件１、２、９、１１、１２、１４） ☐ 宅地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地見取図のとおり
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☒ 上記の者が山林の状態で占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐
その他の事項	１境界標等は確認できなかった。公図、集成図、一筆図形、地番図を重ね合わせた航空写真等と照合すると、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地見取図参照）。 ２林道は見当たらなかった。 ３地番１８９番２（町有地）の沢地を挟んで、一団の山林を形成している（土地見取図参照）。 ４物件１４の一部が崩落地の可能性あり（写真⑤参照）。 ５森林調査簿によると、立木は、 (１) ストローブ松（面積０．６４ha 林齢６９年生 蓄積２０８ｍ³ 平均樹高１６m） (２) トド松（面積２．２８ha、林齢３９年生、蓄積６２０ｍ³、平均樹高１６m）である。 ６本土地への立入調査を試みるも、整備された林道がなく、沢地も障害となり、更に野生生物（ヒグマ等）の出没が懸念される場所であること等から、評価人と協議のうえ、山林内部全域への立ち入りは困難であると考え、近傍及び画地内からの概況の把握に留まった。
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日]
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A	1 令和5年11月、債務者代表者からの依頼により、隣地（地番179番2）の居宅に居住しています。 2 本土地は、ヒグマの通り道となっていることから、不定期ではありますが、警察官がパトロールをしています。 以 上
■ 債務者代表者	1 令和4年に本土地山林及び隣地土地建物を一括で、791万7000円で購入しました。購入価格は、償却資産価格を参考として算出しました。 2 現在、債務者会社は、事実上、廃業状態です。 3 債務者会社の決算報告書（写し）は、手元保管をしていません。 4 本土地山林は、山菜の宝庫です。 5 本土地山林には、建物や工作物はありません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年3月 5日 (木) 09:30－09:45	釧路地方法務局 帯広支局	件外建物調査
8年3月10日 (火) 09:30－09:40	幕別町役場 税務課資産税係	名寄帳兼課税台帳取得 家屋平面図交付申請 (保管なく取得不能)
8年3月10日 (火) 09:50－10:05	幕別町役場 土木課地籍係	地番図を重ねた航空写真、集成図、一筆図形各取得
8年3月10日 (火) 10:20－10:45	幕別町役場 農林課	地番図を重ねた林班が記載された航空写真、森林調査簿各取得
8年3月10日 (火) 13:30－13:35	債務者所在地	債務者所在地周辺を調査したが社屋不存在
8年3月10日 (火) 14:15－14:30	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、積雪状態のため立入調査不能、Aと面談、占有等調査
8年3月11日 (水) 08:30－08:40	当庁	債務者代表者から架電聴取、占有等調査
8年3月11日 (水) 13:45－14:05	当庁	債務者代表者と面談、本土地建物取得時の売買契約書写し等取得、占有等調査
8年 3月30日 (月) 08:50－08:55	当庁	債務者代表者から架電聴取、立入調査期日調整、占有等調査
8年4月13日 (月) 12:10－13:00	物件所在地	立入調査、評価人同行、写真撮影、債務者代表者、A及び立会人B立会、占有等調査
8年4月14日 (火) 09:30－09:45	釧路地方法務局 帯広支局	隣地 (189番2) 登記事項証明書取得、所有者確認
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☒ 令和 8 年 4 月 1 3 日 本物件所在地は、野生生物が出現する可能性が極めて高いことなど、本件事案を総合考慮し、立会人 B を立ち合わせ、本物件に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

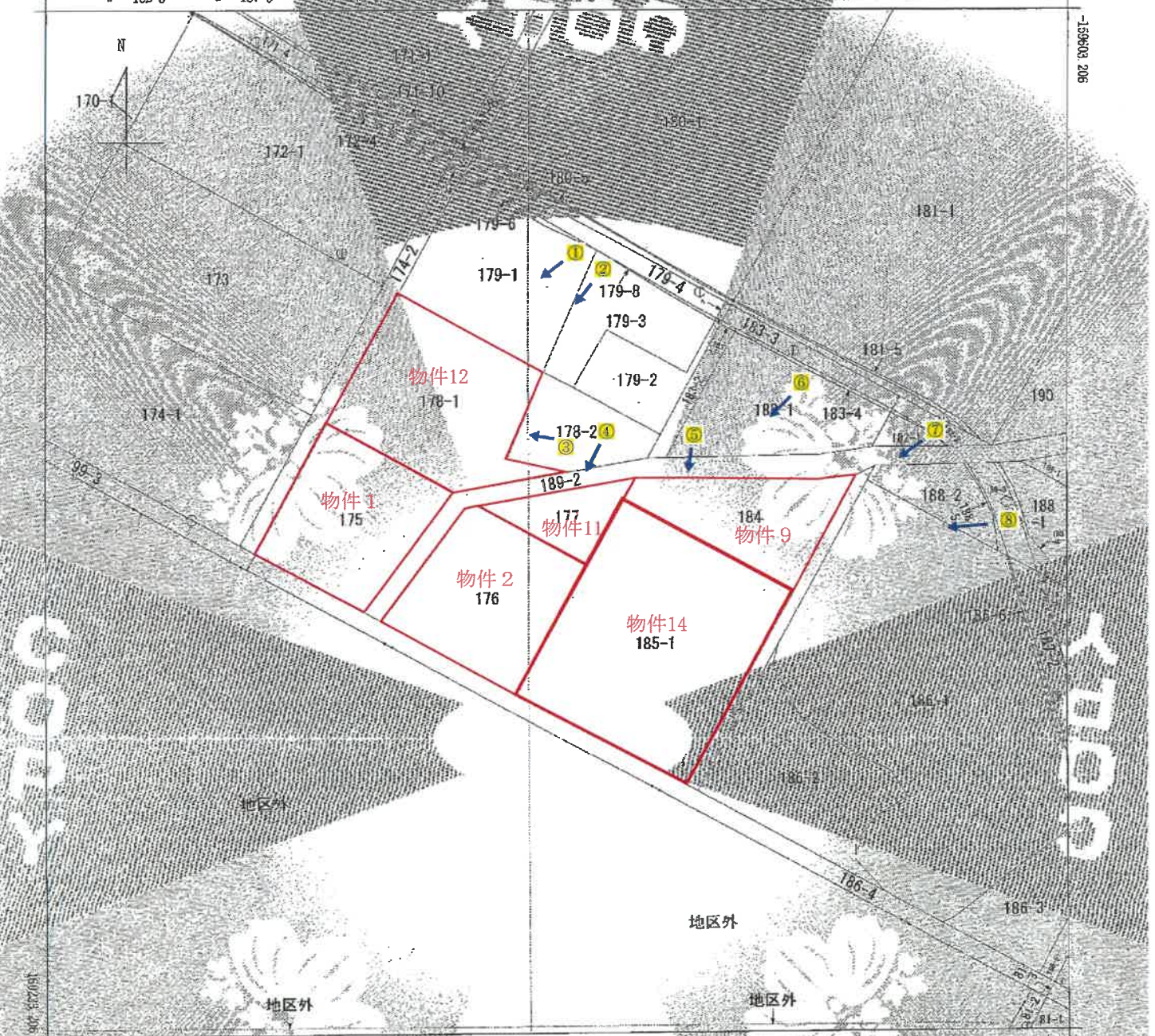
土地見取図
(写真撮影方向図)

1 200-2
2 181-4
3 182-3
4 187-5

標高種別：図上測定

-73990.313

159603.206



74615-313 (標高種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土院が公表した地形データ(tekachi2003.par)による修正がされています。

忠類東宝
地番区域見出

諸部	分	所	在	中川郡桑別町忠類東宝			地番	177番		
出力尺	1/2500	精度	乙	座標系	日本測地系	投影	横断メルカトル投影		種類	地籍図
作成年月日					調査日	平成17年4月24日		備考		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(釧路地方法務局帯広支局管轄)

令和8年1月21日

東京法務局

請求番号：8-9

(1/1)

※ 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

①



②



(6 枚目)

③



④



(7 枚目)

⑤



⑥



(8 枚目)

⑦



⑧



(9 枚目)

令和 8 年（ 又 ） 第 3 号

物件 1・2・9・11・12・14

令和 8 年 4 月 1 3 日現地調査

令和 8 年 5 月 2 9 日評 価

釧路地方裁判所帯広支部 御中

評 価 書



評価人 不動産鑑定士

合 田 修

第1 評価額

一 括 価 格		
金 1,173,000 円		
内 訳 価 格		
物件1(土地)	金	177,000 円
物件2(土地)	金	191,000 円
物件9(土地)	金	133,000 円
物件11(土地)	金	55,000 円
物件12(土地)	金	233,000 円
物件14(土地)	金	384,000 円

- ① 一括価格は、物件1・2・9・11・12・14の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。よって、地方税法に基づく固定資産評価基準とは手法を異にする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	中川郡幕別町忠類東宝 175 番 山林 7,464 m ²	同左
2	所在地目地積	中川郡幕別町忠類東宝 176 番 山林 8,027 m ²	同左
9	所在地目地積	中川郡幕別町忠類東宝 184 番 山林 5,603 m ²	同左
11	所在地目地積	中川郡幕別町忠類東宝 177 番 山林 2,332 m ²	同左
12	所在地目地積	中川郡幕別町忠類東宝 178 番 1 山林 9,810 m ²	同左
14	所在地目地積	中川郡幕別町忠類東宝 185 番 1 山林 16,181 m ²	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件 1・2・9・11・12・14)

位 置	幕別町忠類総合支所の東方道路距離約 3.1km の地点。 国道 336 号及び十勝バス忠類待合所の東方約 4.0 km。 (別添「位置略図」参照)	
付 近 の 状 況	幕別町忠類市街地の東方一帯にあって、主に飼料用作物の作付けが見られる農地と林地が混在する農村林地地域。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制)	都 市 計 画 区 分 森 林 法 自 然 公 園 法 保 安 林 そ の 他 の 規 制	都市計画区域外 地域森林計画対象民有林 — — —
交通・接近条件	最寄集落との接近性：忠類市街地中心部へ約 4.0 km。 最 寄 市 場：幕別町森林組合へ約 43.0 km。 林 道 の 状 態：林道は整備されておらず、北東方を貫通する準 公道（幅員 7.0m舗装済）まで約 80～260mの 搬出距離にある。	
自 然 的 条 件	日照・気温等：立木の生育期間は霧の発生により日照時間は短くなる 気象の状態 事があるが、秋期は晴天の日が多く長い。年間降雨量(降 雪)はやや多いものの、昼夜の寒暖差が少ない等十勝管 内に於いては比較的温暖である。 標 高：平均約 105m 傾 斜：最大傾斜約 15° 斜面の位置：山麓・複合型 土 壌 の 良 否：主に火山灰性土で肥沃度は普通	
画 地 条 件 (規模、形状等)	形 状：沢地（町有地）を挟んで一団の山林を形成している（別 添「地図」参照）。尚、物件 14 の一部は崩壊地と思われ る。	

土地の利用状況	土地所有者により針葉樹林地として利用されている。															
立木	立木については、毎木調査が行われていない為、材積等の詳細は不明であるが、森林調査簿（令和7年確定版・成長後）による概要は下記の通りである。 <table><tr><td>樹種</td><td>面積(ha)</td><td>林齢</td><td>蓄積(m³)</td><td>平均樹高(m)</td></tr><tr><td>スロブ松</td><td>0.64</td><td>69年生</td><td>208</td><td>16</td></tr><tr><td>ト松</td><td>2.28</td><td>39年生</td><td>620</td><td>16</td></tr></table>	樹種	面積(ha)	林齢	蓄積(m³)	平均樹高(m)	スロブ松	0.64	69年生	208	16	ト松	2.28	39年生	620	16
樹種	面積(ha)	林齢	蓄積(m³)	平均樹高(m)												
スロブ松	0.64	69年生	208	16												
ト松	2.28	39年生	620	16												
特記事項	・対象土地については林道が整備されておらず、又、獣害の危険性から現地への立入りが出来なかった為、現地調査は御庁令和8年(又)第3号物件3～8・10・13の土地及び北東側に配置された準公道からの眺望による外観調査によらざるを得なかった。従って、対象土地の自然的条件等の把握は、目視可能な範囲及び法務局備付の地図（法第14条第1項）並びに直近の航空写真・国土地理院の情報等によるものであり、詳細は把握できなかった。 ・対象土地については、上記現地調査及び土地登記簿による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染及び地下埋設物の存在の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。															

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格（物件1・2・9・11・12・14）

目的土地の土地価格を次のとおり求めた（千円未満を四捨五入）。

番号	標準画地価格 （円／㎡）	個別格差	地 積 （㎡）	建付減価	土地の 定着物等 （円）	土 地 価 格 （円）
	ア	イ	ウ	エ	オ	ア×イ×ウ×エ+オ
1	35	0.97	7,464	—	—	253,000
2	35	0.97	8,027	—	—	273,000
9	35	0.97	5,603	—	—	190,000
11	35	0.97	2,332	—	—	79,000
12	35	0.97	9,810	—	—	333,000
14	35	0.97	16,181	—	—	549,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

参考とすべき地価公示価格等の設定が無いことから、近隣地域及び同一需給圏内の類似地域に於ける取引事例等を参考に上記の通り評定した。

イ 個別格差：自然的条件 0.97（地勢）

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：—

オ 土地の定着物等：立木については、森林調査簿記載の概要を基礎に木材市況の動向及び地元精通者の意見を参考とするが、物件毎の価格判定が困難な為、立木価格は全土地価格に含むものとした。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に市場性修正、競売市場修正を施して、下記の通り評価額を求めた（千円未満を四捨五入）。

内訳価格及び一括価格

番 号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	その他の 控除減価 カ	評 価 額 (円) (ア±イ)×ウ× エ×オ×カ
1	253,000	—	—	1.0	0.7	—	177,000
2	273,000	—	—	1.0	0.7	—	191,000
9	190,000	—	—	1.0	0.7	—	133,000
11	79,000	—	—	1.0	0.7	—	55,000
12	333,000	—	—	1.0	0.7	—	233,000
14	549,000	—	—	1.0	0.7	—	384,000
一 括 価 格 (合計)							1,173,000

ウ 占有減価修正 : —

エ 市場性修正 : 経済的環境・地域的需給動向を基礎に、山林市場に於ける目的
物件の流通性を検討した結果、上記の通り判定した。

オ 競売市場修正 : 競売特有の事情を考慮した減価。

カ その他の控除減価 : —

第 6 参考価格資料

固定資産税評価額（令和 7 年度）

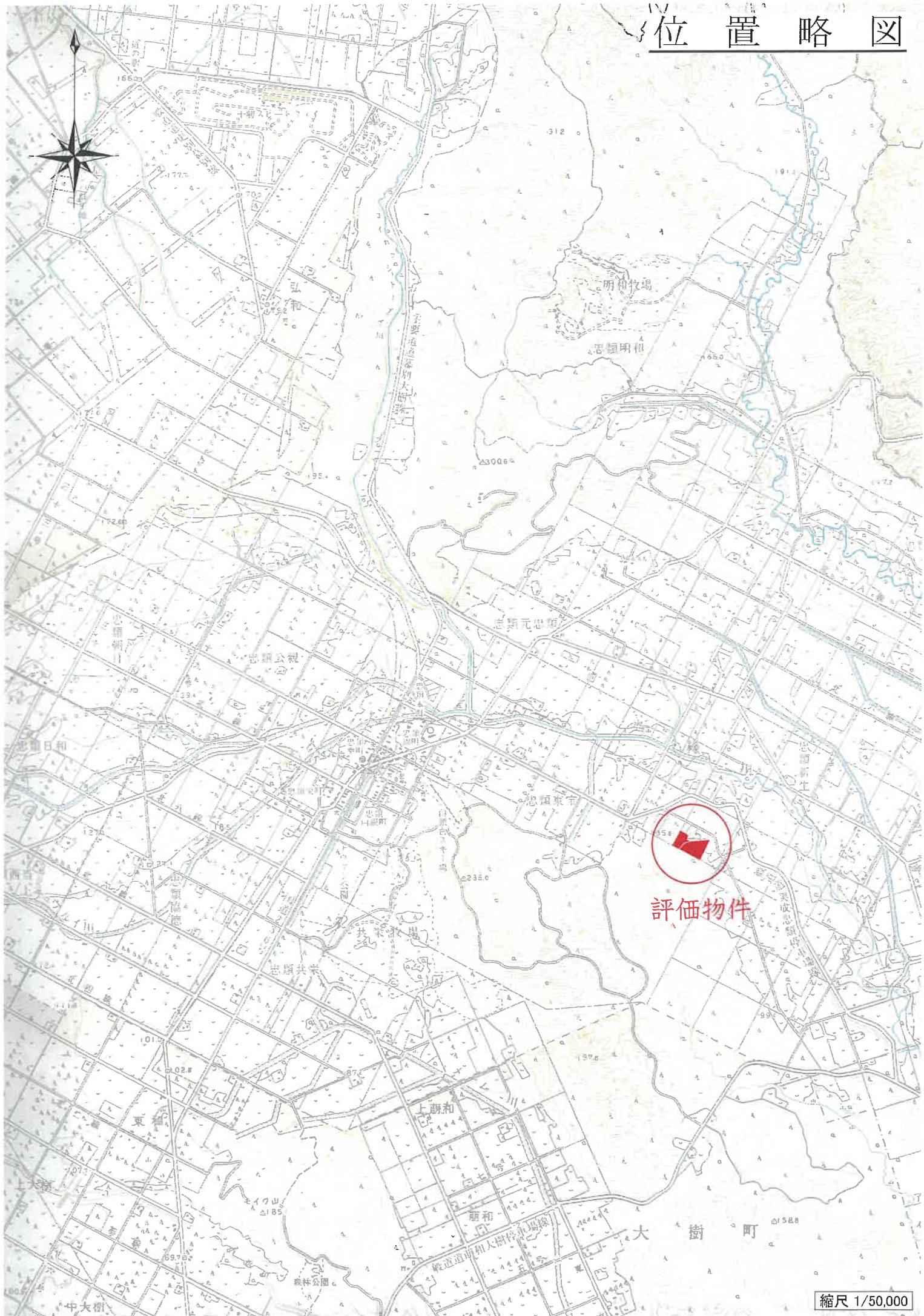
物件 1	16,831 円
物件 2	18,100 円
物件 9	12,634 円
物件 1 1	5,258 円
物件 1 2	22,121 円
物件 1 4	36,488 円

第 7 附属資料の表示

- 1 受命物件の位置略図
- 2 地図（法第 14 条第 1 項）

以 上

位置略図



縮尺 1/50,000

1 200-2
2 182-3

△ 181-4
△ 187-5

△ 183-1
△ 183-2

△ 179-1
△ 179-2

△ 179-3
△ 179-4

△ 180-1
△ 180-2

(地籍値種別：図上測定)

-73990.313

-139303.206

N
170-1

172-1

172-4

173-1

173-10

180-1

180-2

179-6

179-1

179-8

179-3

179-2

178-2

物件12
178-1

物件1
175

物件2
176

物件11
177

物件14
185-1

物件9
184

183-1

183-4

186-2

188-1

188-2

188-3

188-4

188-5

188-6

188-7

188-8

188-9

188-10

188-11

188-12

188-13

188-14

188-15

188-16

188-17

188-18

188-19

188-20

188-21

188-22

188-23

188-24

188-25

188-26

188-27

188-28

188-29

188-30

188-31

188-32

188-33

188-34

188-35

188-36

188-37

188-38

188-39

188-40

地区外

地区外

地区外

地区外

-74616.313

(地籍値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(tokachi2003.par)による修正がされています。

地籍区域見止

忠類東宝

番	所	中川郡喜別町忠類東宝	地番	177番
出	縮	1/2500	縮	1/2500
作	成	年月日	作	成
年月日			年月日	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(釧路地方法務局帯広支局管轄)

令和8年1月21日

東京法務局

請求番号：8-9

(1/1)

※ 本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。